

住之江区における ICT を活用した区行政と地域力強化実現委員会開催要綱

(開催)

第 1 条 住之江区将来ビジョンにおいて取り組みを進めることとしている、ICT 活用による身近な区行政の実現及び活力ある地域社会づくりのための ICT 活用にむけ、住之江区における ICT を活用した区行政と地域力強化実現委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、各業務への ICT の導入検討及び実施にむけた調整等とする。

(組織)

第 3 条 委員会は、区長を委員長、副区長を副委員長とし、別表で定める委員で組織する。

- 2 委員会は、委員長が委員を招集して行う。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。
- 4 やむを得ない事情により、委員が会議に出席できない時は、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、総務課（ICT・企画担当）において行う。

(施行の細目)

第 5 条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

	補職
委員長	区長
副委員長	副区長
委員	課長の職にあるもの